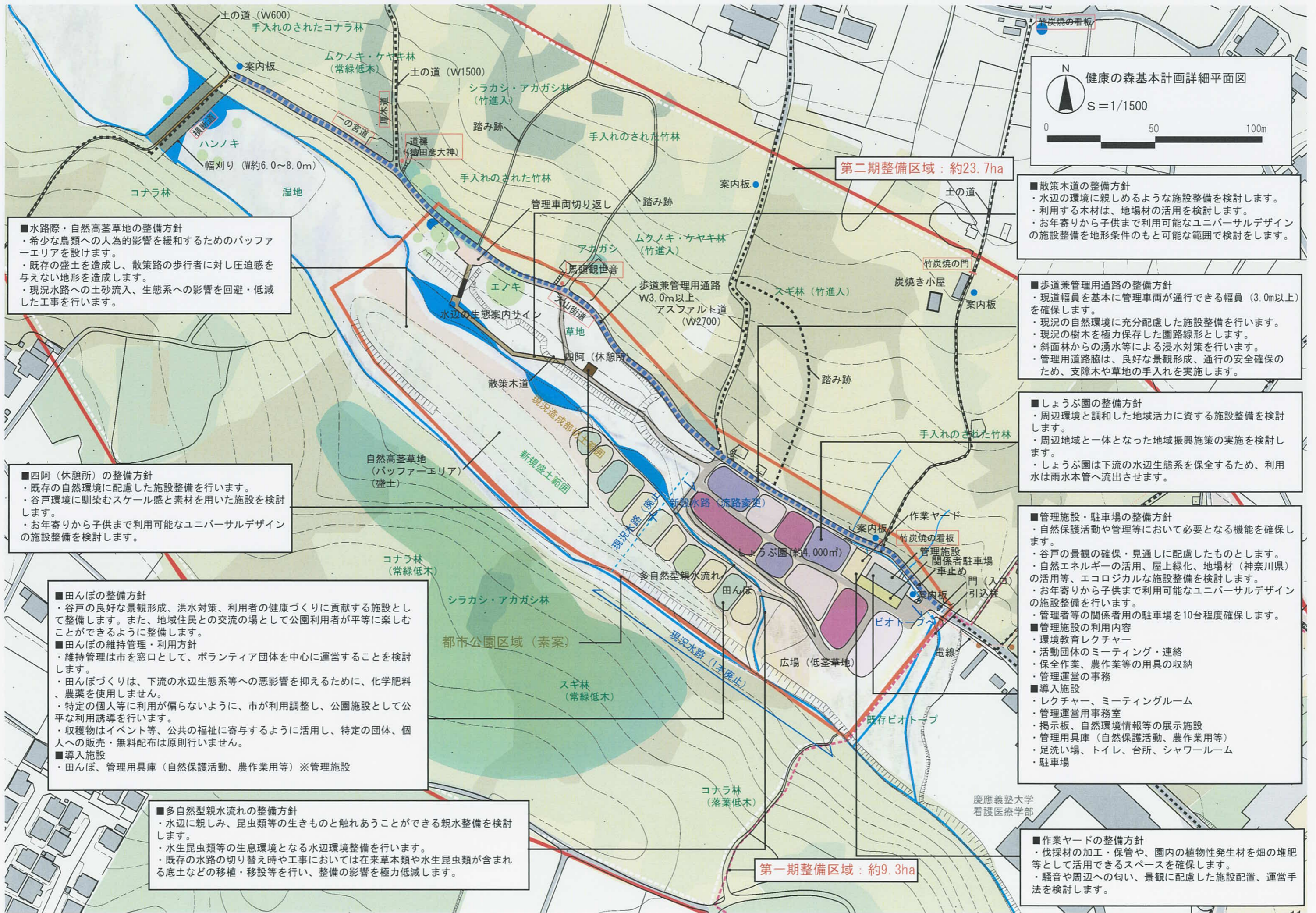


2) 部分詳細計画

特に詳細の計画が必要な範囲である都市公園区域(素案)および横断道の計画を次項に示す。

都市公園区域(素案)の計画は、区域内で配置計画された施設等の整備方針を示した「健康の森基本計画詳細平面図」と、田んぼ部の詳細を示した「田んぼ部横断図、縦断図」を示す。また、横断道については、横断道沿いの湿地の方針と、具体的対応策を示した「横断道の方針」を示す。



健康の森基本計画詳細平面図
 N
 S=1/1500
 0 50 100m

第二期整備区域: 約23.7ha

第一期整備区域: 約9.3ha

■水路際・自然高茎草地の整備方針
 ・希少な鳥類への人為的影響を緩和するためのバッファエリアを設けます。
 ・既存の盛土を造成し、散策路の歩行者に対し圧迫感を与えない地形を造成します。
 ・現況水路への土砂流入、生態系への影響を回避・低減した工事をを行います。

■散策木道の整備方針
 ・水辺の環境に親しめるような施設整備を検討します。
 ・利用する木材は、地場材の活用を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を地形条件のもと可能な範囲で検討をします。

■歩道兼管理用通路の整備方針
 ・現道幅員を基本に管理車両が通行できる幅員(3.0m以上)を確保します。
 ・現況の自然環境に充分配慮した施設整備を行います。
 ・現況の樹木を極力保存した円路線形とします。
 ・斜面林からの湧水等による浸水対策を行います。
 ・管理用道路脇は、良好な景観形成、通行の安全確保のため、支障木や草地の手入れを実施します。

■しょうぶ園の整備方針
 ・周辺環境と調和した地域活力に資する施設整備を検討します。
 ・周辺地域と一体となった地域振興施策の実施を検討します。
 ・しょうぶ園は下流の水辺生態系を保全するため、利用水は雨水本管へ流出させます。

■四阿(休憩所)の整備方針
 ・既存の自然環境に配慮した施設整備を行います。
 ・谷戸環境に馴染むスケール感と素材を用いた施設を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を検討します。

■管理施設・駐車場の整備方針
 ・自然保護活動や管理等において必要となる機能を確保します。
 ・谷戸の景観の確保・見通しに配慮したものとします。
 ・自然エネルギーの活用、屋上緑化、地場材(神奈川県)の活用等、エコロジカルな施設整備を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を行います。
 ・管理者等の関係者用の駐車場を10台程度確保します。

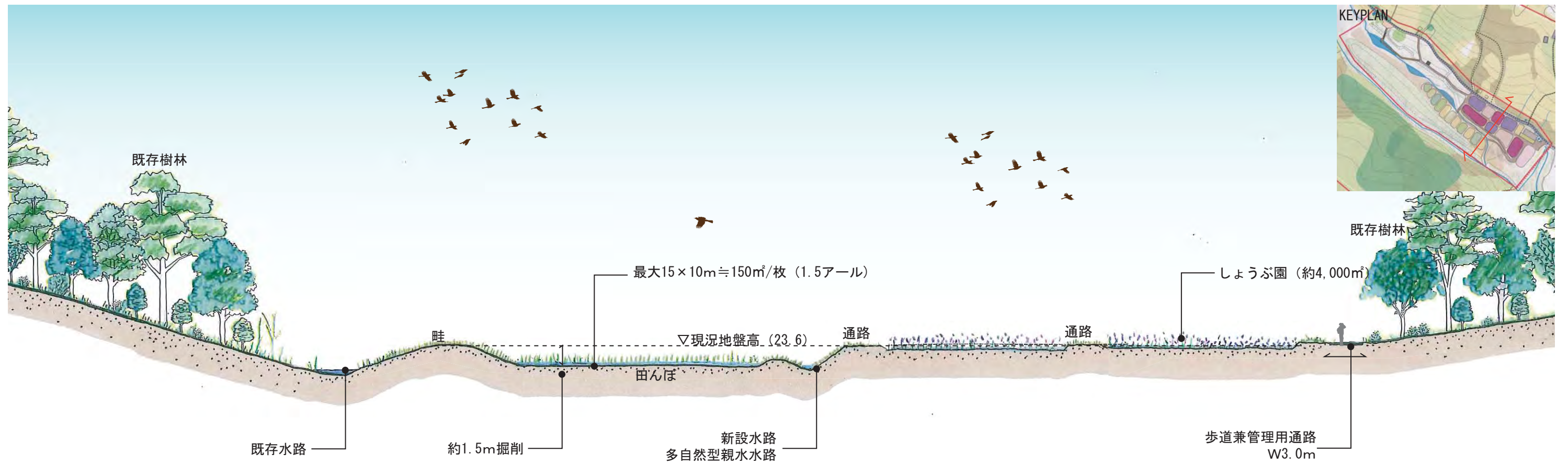
■田んぼの整備方針
 ・谷戸の良好な景観形成、洪水対策、利用者の健康づくりに貢献する施設として整備します。また、地域住民との交流の場として公園利用者が平等に楽しむことができるように整備します。
 ■田んぼの維持管理・利用方針
 ・維持管理は市を窓口として、ボランティア団体を中心に運営することを検討します。
 ・田んぼづくりは、下流の水辺生態系等への悪影響を抑えるために、化学肥料、農薬を使用しません。
 ・特定の個人等に利用が偏らないように、市が利用調整し、公園施設として公平な利用誘導を行います。
 ・収穫物はイベント等、公共の福祉に寄与するように活用し、特定の団体、個人への販売・無料配布は原則行いません。
 ■導入施設
 ・田んぼ、管理用具庫(自然保護活動、農作業用等)※管理施設

■管理施設の利用内容
 ・環境教育レクチャー
 ・活動団体のミーティング・連絡
 ・保全作業、農作業等の用具の収納
 ・管理運営の事務
 ■導入施設
 ・レクチャー、ミーティングルーム
 ・管理運営事務室
 ・掲示板、自然環境情報等の展示施設
 ・管理用具庫(自然保護活動、農作業用等)
 ・足洗い場、トイレ、台所、シャワールーム
 ・駐車場

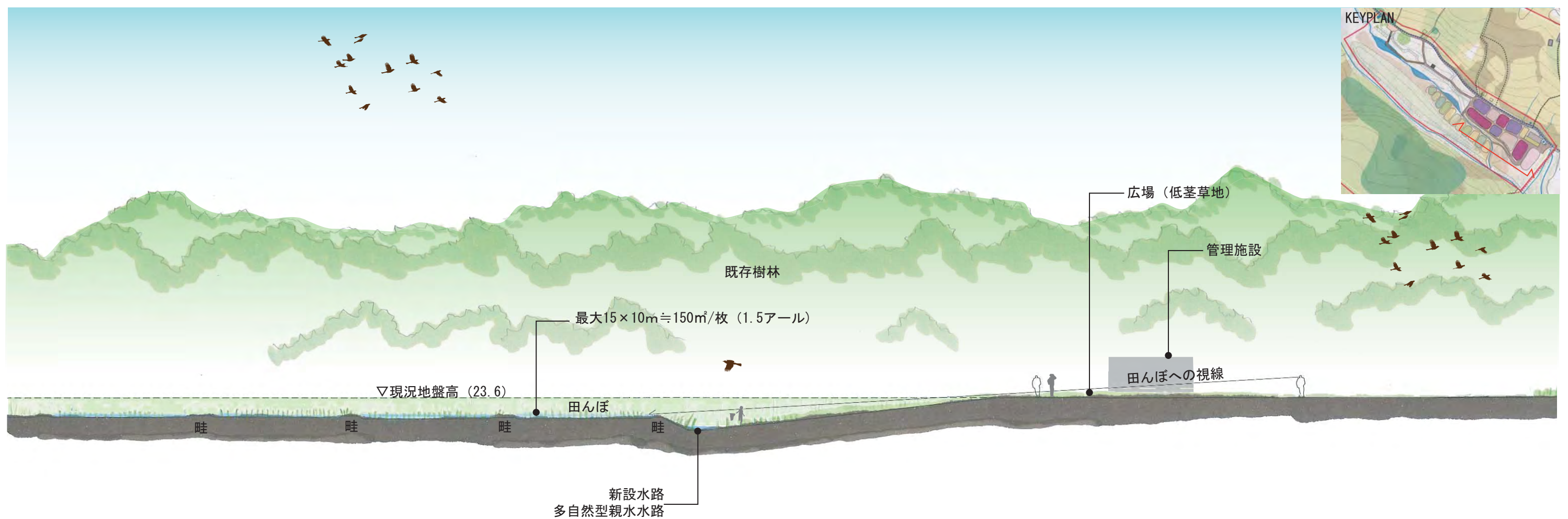
■多自然型親水流れの整備方針
 ・水辺に親しみ、昆虫類等の生きものと触れあうことができる親水整備を検討します。
 ・水生昆虫類等の生息環境となる水辺環境整備を行います。
 ・既存の水路の切り替え時や工事においては在来草本類や水生昆虫類が含まれる底土などの移植・移設等を行い、整備の影響を極力低減します。

■作業ヤードの整備方針
 ・伐採材の加工・保管や、園内の植物性発生材を畑の堆肥等として活用できるスペースを確保します。
 ・騒音や周辺への匂い、景観に配慮した施設配置、運営手法を検討します。

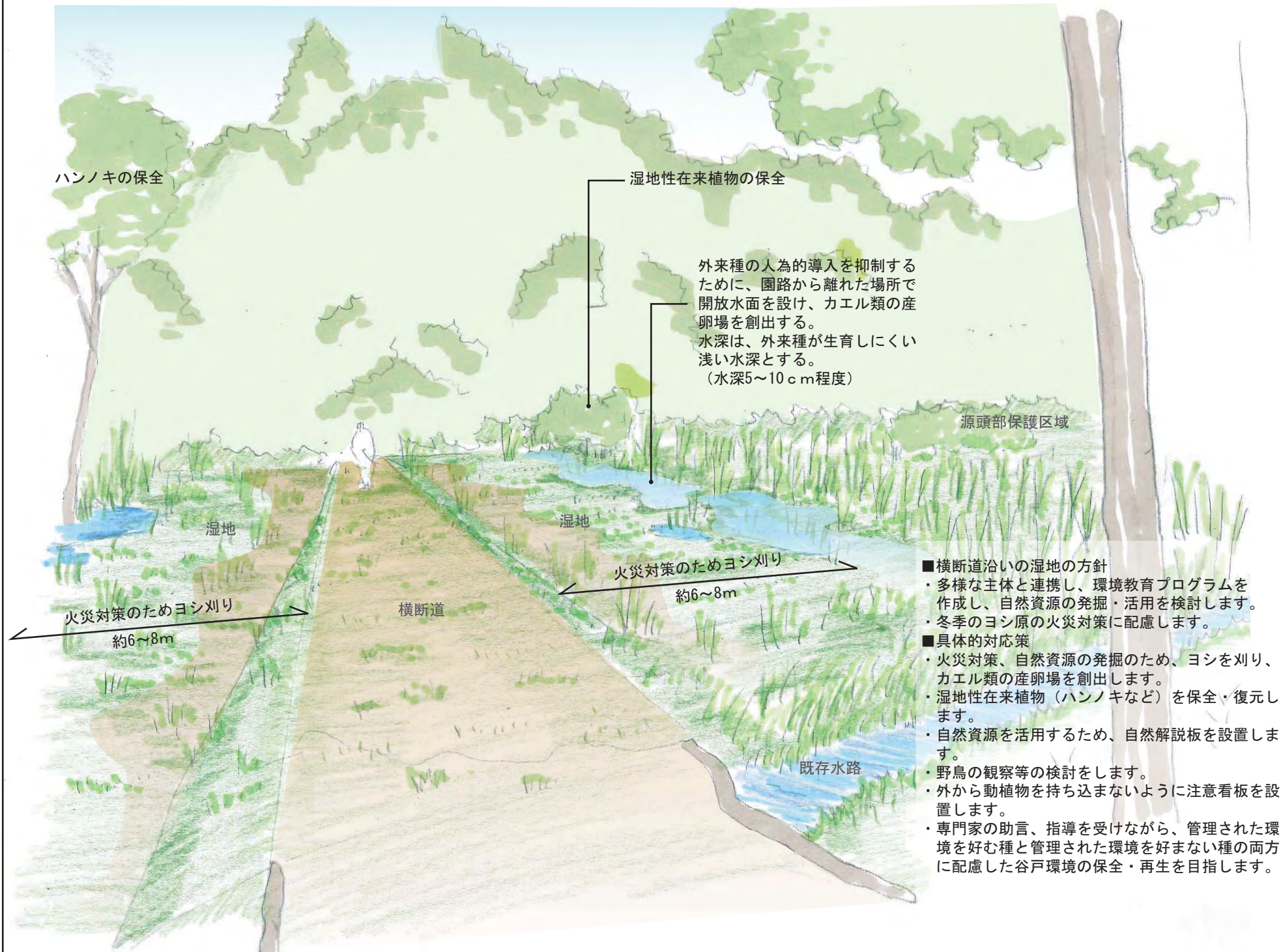
■田んぼ部横断面図 (S=1:300)



■田んぼ部縦断面図 (S=1:300)



横断道の方針



現状の横断道：全域にヨシ類が繁茂する 2011年6月11日